

物価高騰対応給付金

令和6年度に新たに住民税非課税等世帯になった世帯の方は確認書の提出または申請が必要です



▲詳細はこちら

【問い合わせ】地域福祉課物価高騰対応給付金担当(☎212-8822)

給付対象

基準日(令和6年6月3日)において、東海村に住民登録があり、**令和6年度に新たに世帯全員が住民税非課税または、住民税均等割のみ課税となった世帯**

※世帯の中で、令和5年度に非課税世帯または、均等割のみ課税世帯向けの給付金を受けた方がいる場合は、対象となりません。

【給付対象確認チャート】

令和6年6月3日時点で東海村に住民登録があり、
▽世帯全員が令和6年度**住民税が非課税である世帯**の世帯主である
または
▽世帯全員が令和6年度住民税所得割(定額減税前)が課されず、少なくとも1人が**住民税均等割のみ課税されている世帯**の世帯主である

いいえ

はい

▽令和5年度住民税非課税世帯向け給付金(7万円)の受給世帯ではない
または
▽令和5年度住民税均等割のみ課税世帯向け給付金(10万円)の受給世帯ではない

いいえ

はい

世帯全員が住民税の課税者の扶養親族のみで構成される世帯ではない

いいえ

はい

給付対象外

給付対象

給付額

1世帯あたり10万円 ※住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯に対しては、**児童1人につき5万円**を加算して給付します。

申請方法等

▽対象と見込まれる世帯の方は…7月下旬に、村から「確認書」を送付します。必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函してご提出ください。

▽対象世帯で令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合は…村から「確認書」は送付されませんので、「申請書」での手続きが必要です。

▽対象世帯で令和6年6月4日以降にお子さんが生まれた場合は…加算給付について「申請書」での手続きが必要です。

※申請書は地域福祉課給付金窓口(役場行政棟4階 403会議室)に備え付けているほか、村公式ホームページからもダウンロードできます。

支給時期

8月中旬以降、順次支給します(村に書類が到着してから約3週間程度)。

提出・申請期限

令和6年10月31日(木)(当日消印有効)※期限を過ぎると給付を受けられませんので、ご注意ください。

提出・申請先

地域福祉課物価高騰対応給付金担当(〒319-1192 東海3丁目7番1号 役場行政棟4階 403会議室)※**確認書による手続きの方は、郵送での提出にご協力ください。**

物価高騰対応給付金の



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」
にご注意ください!

自宅や職場などに村や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(☎9110)へご連絡ください。